

清滝駐在所だより

広報

きよたき

令和6年

5月号



日光警察署 0288-53-0110  
清滝駐在所 0288-54-0230

## 自転車の安全で適正な利用について

県内では、令和5年中自転車に関係する事故は人身事故の約4分の1を占めているほか、そのうち自転車側の7割強に何らかの法令違反があることから自転車対策が緊急の課題となっています。

～ 自転車に乗るときは

ヘルメットをかぶろう ～

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約半数は、頭部に致命傷を負っています。

また、致死率は、非着用が着用に比べて約2.4倍高くなっています。

自分の命を守るためにも、自転車を利用するすべての方は、ヘルメットを着用しましょう。

自転車に乗るときの基本ルール

### 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

## クマ出没注意！

先日、足尾町地内において、クマの目撃情報が報告されています。

例年のことですが、そろそろ冬眠から目覚めてお腹を空かせたクマが、食料を求めて住宅地まで降りてくることが考えられます。

付近にお出かけの際は、クマよけの鈴等音の出るものを携帯し、なるべく複数で行動する等、被害に遭わないよう注意して下さい。

発見の際は、警察または市役所にご連絡下さい。

